教保体第698-2号 平成26年7月24日

各県立学校長様

埼玉県教育委員会教育長

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について(通知)

日頃から、学校給食の運営、充実につきましては、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成26年7月9日付け教保体第623-1号「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)及びアレルギー疾患管理指導願の取扱いについて」により通知いたしましたが、本県では、気管支ぜん息・食物アレルギー・アナフィラキシーのアレルギー疾患を有する児童生徒の把握については、「アレルギー疾患管理指導願」を廃止し、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出を必須とすることといたしました。

つきましては、平成25年6月25日付け教保体第486-1号「『学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』の作成について」により通知いたしました、食物アレルギー対応マニュアルを改訂いたします。

給食の実施の有無にかかわらず、食物アレルギーを持つ児童生徒の症状や各学校の 実態に応じたマニュアルの作成をお願いするとともに、食物アレルギーへの対応に係 る体制の充実について適切な御対応をお願いします。

記

## 〈主な改正点〉

- 1 食物アレルギーの対応は、給食時以外にも必要であることから、マニュアル名 を「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に変更した。
- 2 「アレルギー疾患管理指導願」に関する記述を削除し、「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」に改めた。
- 3 「学校給食における食物アレルギー対応フローチャート」の修正、及び一部様式の全面修正を行った。さらに「学校給食のない学校における食物アレルギー対応フローチャート」を追加した。

県立学校部 保健体育課

学校給食担当 松本・荒井 電話:048-830-6968 健康教育担当 成澤 電話:048-830-6963